別表第7の13の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に、「指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所において行う場合（単独型事業所を除く。）」に改め、同ロを同ハとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から14までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

別表第14の17の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から16までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

別表第15の9の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8まで（1の2及び1の3を除く。ロの(1)、ハの(1)及び10の(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8まで（1の6を除く。ロの(2)、ハの(2)及び10の(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

○厚生労働省告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二号ニ中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号イの(7)の(四)の次に次のように加える。

(五)　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六)　(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

第二号ロを次のように改める。

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

第二号ロの次に次のように加える。

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。

a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

別表第7の13の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から12までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数）

別表第8の3の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1及び2により算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

別表第9の14の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から13までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

別表第10の9の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から8までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

別表第11の13の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から12までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

別表第12の16の注11中「(Ⅳ)」を「(Ⅴ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ハ中「(Ⅲ)」を「(Ⅳ)」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ニを同ホとし、同ロ中「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に改め、同ロを同ハとし、同イ中「(Ⅰ)」を「(Ⅱ)」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　1から15までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）